旭川基署発 0824 第４号
令和８年８月 24 日

関係団体各位

旭川労働基準監督署長
（ 公 印 省 略 ）

令和８年度「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」
の実施について（御依頼）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害防止対策につきましては、作業環境管理、作業管理、健康管理及び労働衛生教育の普及･定着を図るため、令和５年度から５か年計画である「第 10 次粉じん障害防止総合対策」を推進しているところであり、本総合対策において、全国労働衛生週間の準備期間である９月を「粉じん障害防止総合対策強化月間」と定め、別添の「令和８年度粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱」に基づき、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることとしております。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、パトロールの実施等の各種行事の開催、傘下会員事業場への周知、啓発及び指導等につきまして、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担 当 旭川労働基準監督署 安全衛生課
電話 0166-99-4705

別添１

# 令和８年度 粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱

主唱　北海道労働局
労働基準監督署（支署）

## １　趣　旨

北海道内では、じん肺の新規有所見者が依然として認められているほか、粉じん作業を行う事業場の中には、呼吸用保護具の着用、じん肺健康診断の実施など、基本的な事項に問題を認める状況も見受けられている。

このため、北海道労働局では、粉じん障害を防止するため、令和５年度から令和９年度までの５か年を期間とした「第10次粉じん障害防止総合対策」を推進しているところであり、この対策の一環として、全国労働衛生週間の準備期間である９月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、行政機関、関係団体、事業者のそれぞれが役割を果たし、かつ連携して、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることとする。

## ２　実施期間

令和８年９月１日～９月30日

## ３　重点事項

(1) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
　ア　粉じん保護具着用管理責任者の選任
　イ　呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進
　ウ　より有効な健康障害防止措置としての電動ファン付き呼吸用保護具の使用

(2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
　ア　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底
　イ　健康管理対策の推進（一元管理システムの推進等）
　ウ　元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等
　エ　ずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動付き呼吸用保護具の使用

(3) アーク溶接と岩石等の裁断等作業における粉じん障害防止対策
　ア　局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
　イ　呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
　ウ　健康管理対策の推進
　エ　じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

(4) 金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策
　ア　特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
　イ　特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
　ウ　局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
　エ　作業環境測定の実施及びその結果に基づく措置の徹底
　オ　特別教育の徹底
　カ　呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
　キ　たい積粉じん対策の推進
　ク　健康管理対策の推進

(5) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業、屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
　ア　呼吸用保護具使用の徹底

イ　呼吸用保護具の使用が必要であることについての作業場の見やすい場所への掲示、呼吸用保護具の必要性の要旨についての衛生委員会等での説明、本月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等の実施

(6) じん肺健康診断の着実な実施

ア　じん肺健康診断の実施の徹底

イ　じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

ウ　職歴・作業記録情報の確実な保存

(7) 離職後の健康管理の推進

ア　じん肺管理区分が管理２又は管理３の離職予定者に対する健康管理手帳制度等の周知

イ　粉じん作業履歴を有する離職者に対する健康管理に必要な書類の提供

## 4　北海道労働局が実施する事項

(1) 本月間を関係者に周知する。

(2) 労働災害防止団体及び関係事業者団体等に本要綱の重点事項の実施を要請する。
また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。

(3) 各種会議等で関係者に本要綱に基づく事項の実施を指導する。

## 5　労働基準監督署（支署）が実施する事項

(1) 本月間を関係者に周知する。

(2) 管内の労働災害防止団体の分会、関係事業者団体等に本要綱の重点事項の実施を要請する。
また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。

(3) 集団指導、個別指導及び監督指導等を行う。

## 6　労働災害防止団体、関係事業者団体等が実施する事項

(1) 本月間を会員事業場等に周知する。

(2) 関係事業場へのパトロール等を実施する。

(3) 粉じん障害防止のための説明会、健康相談等を実施する。

## 7　事業者が実施する事項

(1) 本月間の実施について関係労働者に周知する。
また、同一作業場所で作業を行う労働者以外の人にも、併せて周知を行う。

(2) 経営首脳者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医及び職長などの現場責任者等による粉じん作業場のパトロールの実施による総点検を実施し、本要綱３に掲げる重点事項をはじめ、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に係る粉じん対策及び健康管理対策の徹底を図る。

(3) 労働基準監督署（支署）、労働災害防止団体及び関係事業者団体等が開催する粉じん障害防止のための説明会等に積極的に参加する。

(4) 粉じん作業従事者、作業責任者等に対し、粉じんの有害性に関する意識を高めるための労働衛生教育を実施する。

(5) 呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等の実施状況の確認を行う。

(6) じん肺有所見者に対し、じん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による保健指導を実施するとともに「健康管理教育ガイドライン」に基づく健康管理教育を実施する。さらに、肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行う。

# 9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です！

北海道内では、依然としてじん肺の新規有所見者が認められており、粉じん作業においては、労働者の健康障害を防止することが重要です。

北海道労働局では、全国労働衛生週間の準備月間である9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策の取組を進めていきます。

つきましては、粉じん作業を有する事業場の皆様には、本月間を契機として、以下の事項を実施するなどにより、粉じん障害防止対策の積極的な実施をお願いします。

## 1 粉じん障害防止対策の実施状況を点検しましょう

経営首脳者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、職長などの現場責任者等による粉じん作業場のパトロールの実施などにより点検を行い、対策の実施状況を確認しましょう。

また、点検結果については、衛生委員会等での審議を通じて、改善点の有無や改善内容等を検討し、必要な場合には作業方法や作業環境などの改善に取り組みましょう。

## 2 呼吸用保護具や局所排気装置等の点検を行いましょう

呼吸用保護具について、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、適正な保護具の選択と着用、保守点検などを行いましょう。また、通常の防じんマスクと比べ一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、電動ファン付き呼吸用保護具の使用の検討をお願いします。

ずい道工事現場においては、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、粉じん濃度に応じた有効な呼吸用保護具を使用しましょう。

局所排気装置や除じん装置について、有効な稼働となっているか、定期的な点検と必要な補修が適切に行われているか確認を行いましょう。

厚生労働省北海道労働局

## 3 粉じん作業従事者等に対する教育を行いましょう

粉じんの有害性や粉じん障害防止対策の重要性について理解を深めるため、粉じん作業従事者や作業管理者等に対して労働衛生教育を実施しましょう。

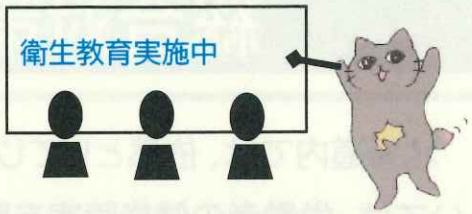


## 4 健康管理対策を徹底しましょう

じん肺健康診断を着実に実施するとともに、じん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、当該記録について確実に保存を行いましょう。

じん肺有所見者に対しては、産業医等による継続的な保健指導を行うほか、**「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」**に基づく健康管理教育を行いましょう。

## (参考)じん肺有所見者に対する健康教育のためのガイドライン

じん肺の進行を防ぐためには、じん肺有所見者が病気への理解を深め、じん肺の進行防止や健康管理に必要な知識を身につける必要があります。

【対象者】
- じん肺健康診断で新たに所見が認められた方
- 管理区分が悪化した方(管理2→管理3イ・3ロ、管理3イ→管理3ロ)
- 過去に粉じん作業に従事し、管理区分が管理2以上で教育未受講の方

【教育内容】
① じん肺の基礎知識(30分)
② 進行防止と健康管理(90分)
③ 関係法令と手続き(60分)

【実施方法】
教育は事業者が実施します。(安全衛生団体等へ委託することも可能です。)
講義に加え、映像教材や個別相談などを活用し、理解しやすい方法で行います。

## (参考)ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン

【主な内容】
①粉じん対策に係る計画の策定
②ずい道等の掘削等作業主任者の職務
③粉じん発生源に係る措置
④換気装置等による換気の実施等
⑤粉じん濃度等の測定
⑥有効な呼吸用保護具の使用
⑦粉じん濃度等の測定等の記録
⑧労働衛生教育の実施

詳しくはリーフレットをご覧ください
「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要」

厚生労働省北海道労働局

粉じん作業にかかわる事業者の皆さま

# 第10次 粉じん障害防止総合対策の実施をお願いします

## 第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項 （詳細は中面）

1. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
   - アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
   - 金属等の研磨作業
   - 岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破砕作業　　など

## 粉じん障害によるじん肺とは

正常な肺　　じん肺に罹患した肺

主に小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまう病気で、根本的な治療がありません。

いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。

粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にかからないように予防することが重要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 事業者の皆さまにお願いしたい重点措置について

このたび、厚生労働省は、「第10次粉じん障害防止総合対策（令和５年度～令和９年度）」を策定しました。新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しておりますが、粉じん作業従事労働者は増加傾向で60万人を超えており、粉じんばく露防止対策を継続して推進する必要があります。

事業者の皆さまは、総合対策に基づき粉じん障害防止措置の徹底をお願いします。
粉じん作業に従事する労働者の方も、防止措置を実施しましょう。

粉じん作業従事労働者の年次推移
（昭和55年～令和3年）

## 1．呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、**防じんマスクなどの使用の必要性について教育**をお願いします。また、**「粉じん保護具着用管理責任者」を選任**し、**以下のことを実施**させましょう。

- **呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導**
- **呼吸用保護具の保守管理や廃棄**
- **呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理また、それを記録する台帳の整備**
- **呼吸用保護具の適正な着用**

解体作業等で、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

### 電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。

じん肺管理区分が管理２、管理３イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいとされています。

## 2．ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

**「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底**しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備を備え付けましょう。

### ガイドラインの主な内容

- ■ 換気装置による換気の実施等
- ■ 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施およびその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- ■ コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- ■ 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置

## 3．じん肺健康診断の着実な実施

労働者の健康管理のために**じん肺健康診断を下記の表に示す頻度で実施**し、**じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出**しましょう。

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者に義務づけられています。

### 定期じん肺健康診断の頻度

| じん肺管理区分 | 粉じん作業従事との関連 | 頻度 |
|---|---|---|
| 管理１ | 常時粉じん作業に従事 | ３年以内ごとに１回 |
| 管理２ | 常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事 | ３年以内ごとに１回 |
| | 常時粉じん作業に従事 | １年以内ごとに１回 |
| 管理３ | 常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事 | １年以内ごとに１回 |
| | 常時粉じん作業に従事 | |

## 4．離職後の健康管理の推進

事業者は、**離職する方に対して、健康管理手帳制度を周知**してください。

じん肺管理区分２または３の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は**無料で健康診断を年に１回**受けることができます。

じん肺は経過が長く、長期的な健康管理が重要です。

## 5．その他地域の実情に即した事項

各地域の実情に応じて引き続き粉じん障害防止対策をお願いします。

- **アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業**
- **金属等の研磨作業**
- **岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破砕作業**

## じん肺に関する措置について

じん肺所見がある方に対しては、「じん肺管理区分」に応じた適切な**就業上の措置を実施**しましょう。

| じん肺所見 | じん肺管理区分 | 就業上の措置 |
|---|---|---|
| なし | 管理１ | 就業上の特別の措置なし |
| あり | 管理２ | 粉じんばく露の低減措置の努力義務 |
| | 管理３イ | 勧奨 → 作業転換の努力義務 |
| | 管理３ロ | 指示 → 作業転換の義務 |
| | 管理４ | 療養 |
| | 管理２または３で合併症罹患 | 療養 |

## 厚生労働省ウェブサイト

■ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html

■ 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html

※ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康主務課または労働基準監督署へお問い合わせください。

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**